

共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務に係る
公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務
- (2) 業務内容
別紙1「共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務 基本仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 事業費

本業務に係る費用は38,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案する額とします。

3 契約担当課

広島市道路交通局公共交通政策部バス事業再構築担当（本庁舎8階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel：082-504-2934 Fax：082-504-2426
電子メール koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公示日 | 令和5年7月 4日（火） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和5年7月11日（火） |
| ・ 質問受付期限 | 令和5年7月11日（火） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和5年7月25日（火） |
| ・ 審査結果通知 | 令和5年8月上旬 |

5 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこととします。複数の者で構成する共同企業体としての参加も認めますが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めません。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可） 1部

発行日が、応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。（現在事項全部証明は不可。）

ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある発注者の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式6）を提出すること

エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ 直近の決算1年分の財務諸表の写し 1部

カ 誓約書（様式2） 1部

キ 役員名簿（様式3） 1部

※ 暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。

(2) 提出期間

公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの消印有効。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理・審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知します。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4-1及び様式4-2の項目について具体的に記載すること。

※ 提案書はA4判を基本とし、表紙及び参考資料を除き20頁以内とすること。

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本10部を提出

イ 提案書の正本の表紙（様式4-1）には、応募者名（企業名、代表者）等を記載すること。ただし、副本の表紙（様式4-2）には応募者名が類推できる記載はしないこと。

ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とします。

エ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

オ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認めます。ただし、部分的な差替えは認めません。

カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式7）を提出すること。

キ 提出された書類は、返却しません。

ク 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和5年7月25日（火）午後5時15分まで

イ 提出場所 3の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き4日以内に質問者に直接回答し、3の契約担当課において、令和5年7月25日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載します。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行います。

(2) 受託候補者特定基準

別紙2「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日等、開催の詳細は応募者に別途通知します（令和5年7月下旬を予定）。

(イ) 提案内容の説明は10分以内、質疑応答は15分以内とします。

(ウ) 出席者は、責任者を含む3名以内とします。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めません。

イ 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定します。

(4) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にて当該応募者に係る審査結果を通知するとともに、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページにおいて公表します。（令和5年8月上旬を予定）なお、審査結果に対する異議の申し立てはできないものとし、

(5) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付けます。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限り、なお、発注者は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答します。

10 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行います。ただし指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行います。

(2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、3の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、3の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、発注者による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、発注者において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の契約担当課に申請すること。

(3) 留意事項

ア 発注者との連絡を密にして業務を実施してください。

- イ 契約内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。
ただし、提案内容は実現を確約したものと見なします。
- ウ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従ってください。
また、発注者と受託者の協議により、仕様書の内容は変更する場合があります。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければなりません。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするるとともに指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするるとともに、指名停止の措置を行うことがあります。
- (6) 発注者が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しません。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではありません。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- (8) 別紙1「共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認します。